



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民間人保護はレトリックか? : イスラエル・パレスチナ紛争を事例として
Author(s)	眞嶋, 俊造
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 126, 119(左)-140(左)
Issue Date	2008-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34987
Type	departmental bulletin paper
File Information	MAJIMA.pdf



民間人保護はレトリックか？ —— イスラエル・パレスチナ紛争を事例として ——

眞 嶋 俊 造

はじめに

武力紛争¹における民間人——「敵対行為に直接参加してない」²非戦闘員——保護を巡る問題は、国際法のみならず国際倫理や戦争倫理において最も議論されている中心的論題の1つである。民間人保護が国際関係や戦争における倫理的問題を巡る議論の中で最も重要な論点の1つであると考えられる理由は、往々にして戦争において民間人死傷者が発生するという点においてだけではなく、過去100年において民間人犠牲者の数と、全犠牲者の内で民間人が占める割合が急激に増加している点にもあるだろう³。民間人保護は国際人道法、特に1949年ジュネーヴ第4条約及び1977年ジュネーヴ条約追加議定書の根本にあり⁴、また正戦論において「戦争における正義(*jus in bello*)」の理念的中核にある⁵にもかかわらず、現代の武力紛争の多くでは、民間人犠牲者が大規模であり、また戦闘員に対する死傷率においても高い割合で発生していることが見てとれる⁶。この傾向は、現代の武力紛争における民間人犠牲者について我々に倫理的懸念を抱かせるに十分であろう。紛争における民間人の窮状や犠牲者の悲劇は、現代の武力紛争における民間人保護という研究課題の深刻性と危急性を提示していると考えられる。

多くの武力紛争において民間人保護が軽視されていることは明らかであり、例を示すに枚挙に暇がないが、特にイスラエル・パレスチナ紛争において注目すべきことがある。敵側の民間人保護を考慮せず、自陣側の民間人保

護を強調するという傾向はイスラエル・パレスチナ紛争のみに限られたことではない。むしろ、この紛争において特徴的なことは、50年にも亘る紛争の中で、民間人保護という規範そのものが完全に瓦解しているという点にある。言い換えれば、民間人が頻繁に攻撃の被害となる理由は、非対称的紛争において戦闘員と民間人との区別が困難であるということのみに起因するのではなく、むしろ民間人保護という規範の崩壊によって特徴付けられるだろう。赤十字国際委員会の報告書では、イスラエル・パレスチナ紛争においては民間人が保護されるべき規範が失われ、それぞれの社会全体が紛争に巻き込まれることによって総力戦という認識が生じた結果として、戦争員と民間人の区別をつけようとしなくなっている⁷。このような状況にもかかわらず、紛争当事者双方共に民間人保護を引き合いに出して軍事作戦の正当化を試みていることもまた事実である。この捻れは果たして何を意味するのであろうか。

本稿の目的は、イスラエル・パレスチナ紛争を通して、民間人保護を根拠とした軍事作戦を巡る言論を分析することで、いかに民間人に危害を加えることが正当化されてきたかを示す。また、そのような正当化は果たして倫理的に妥当であるか否かという問題について規範論的立場から検討する⁸。具体的には、表層としての言論、実相としての実践、それらの深層にある概念及び論理構成という3つの次元の整合性及び解離性を探ることにより、民間人に危害を加えることを倫理的に正当化することの困難さを炙り出していく。既に指摘したように、実際には民間人保護の規範が崩壊しているにもかかわらず、紛争当事者双方共に民間人保護を軍事作戦の正当化に利用しているという捻れの存在にある。この捻れを理解するためには、規範論的立場から現実の事象に迫っていくことが有益且つ必要である。

具体的な議論では、第2次インティファダ期(2001-2005年)において最も紛争が激化した時期(2002-2003年)を中心に、いかにイスラエル国防軍(Israel Defence Forces)とパレスチナ武装勢力の紛争当事者間双方によって民間人保護が軍事作戦を正当化するための根拠としてのみならず、彼らに危害を加えることの言い訳のための手段として用いられていること指摘し、民間人に危害を加えることの倫理的正当性について吟味していく。以下、自衛

及び国家安全保障、処罰及び報復、先制及び予防、「人間の盾(human shields)」という、それぞれの概念について順を追って議論を進める。

1. 自衛及び国家安全保障——保護対象となる民間人の射程

本節では、自衛及び国家安全保障を巡る言論において、保護対象となる民間人の射程を炙り出していく。自衛は軍事力行使の正当な理由として広く認められており、国連憲章第 51 条には国家の「内在的な権利(inherent right)」とされている。あるイスラエル政府関係者は、「もし攻撃を受けた場合、イスラエルは自衛権を保持している」⁹と明言している。実際、国家や他の政治的共同体は敵の攻撃から自らの構成員を保護することを重要な第一義的責任として見做しているために、民間人保護を自衛の一部として考えていることが多いように見受けられる。自衛の一部としての民間人保護の実践パターンは国際的慣習や慣行に見てとれるだけでなく、国家機関による公式声明にも表れている。例えば、イギリスのラビ長であるジョナサン・サックス(Jonathan Sacks)は、ヨルダン川西岸占領地域におけるパレスチナ人に対するイスラエル国防軍の行為を批判したが、彼のコメントに対して在英イスラエル大使館は、イスラエルは「ユダヤ人国家としての存在のため、また自国市民の保護のため戦わざるを得ない状況に追い込まれている」¹⁰と、軍事作戦を正当化する反論を発表している。この反論には、「ユダヤ人国家の破壊」¹¹を公式に標榜するパレスチナ武装勢力に対する軍事作戦を自衛戦争と定義付けることによって正当化しようとする意図が読み取れよう。もう 1 つ例を挙げるならば、2002 年 3 月の占領地域における軍事作戦を、イスラエル国防軍は「『イスラエル市民、都市、国家』を保護するための防衛作戦」¹²と位置付けることにより、その正当性を主張した。これらの声明はイスラエルが民間人保護を自衛の一部として見做していることを示唆していると考えられる。しかし、より重要なことは、これらイスラエル当局による声明が民間人保護の範囲がイスラエル市民に限定されていることを示唆している点にある。

上記の自衛に関わる議論と同じ枠組みにおいて、民間人保護が国家安全保

障の一部として正当化されてきた。この点において、パレスチナ武装勢力によるイスラエル民間人への攻撃に対してイスラエル政府が安全保障の権利を主張することは一応は筋の通った主張として考えられよう。イスラエル国防軍報道官は、軍事作戦を自殺爆撃に対する安全保障上の措置と位置付け、イスラエル国防軍は「イスラエル民間人と兵士の安全を確保するためには何時でも何処においても作戦を展開し続ける」¹³ という声明によって、イスラエル人の保護がイスラエルの国家義務であることを明言している。また、国家が安全保障権を有するという見方は、他の国家によっても支持されている。例えば、当時のイギリス外務大臣であったジャック・ストロー (Jack Straw) は、2002 年の労働党大会での演説において、パレスチナ武装勢力による自爆攻撃を非難して、「無実の民間人への自殺爆撃が想像を超える程悲惨な日常の脅威であり続ける限り」、「イスラエルには安全保障を享受する権利がある」¹⁴ と述べている。また、イスラエル政府報道官ドー・ゴールド (Dore Gold) は、パレスチナ武装勢力によるイスラエル人入植者への攻撃について言及し、「(パレスチナ武装勢力からの攻撃に対して) イスラエルは自国の民間人を保護するために必要な措置は講じる」¹⁵ と、政府の立場を明確にしている。

しかし、問題の核心は、民間人保護を名目にした自衛や国家安全保障という根拠に基づいて行われる軍事作戦が必ずしも戦闘地域における民間人保護に結びつかないということであり、また、保護対象となる民間人が自陣営の民間人にのみ限定されることである。もし軍事作戦が比例の取れていない程の多大な危害を戦闘地域の住民に及ぼすものであるとしたら、民間人保護がより深刻に憂慮されよう。民間人保護は自衛の一部として軍事力行使の合理的根拠足り得るが、ここにおいて問題になるのは保護対象となる民間人は誰かという点である。一般的には、自衛の主体は国家であり、対象はその構成員であると認識されている。もしこの認識が国家にとって戦闘地域における自国民の保護が他国民や敵方の民間人の保護に先立つという見方を示すならば、自衛という根拠に基づく軍事行動の倫理的正当性には疑念が生じる。当時のパレスチナ自治政府大統領ヤセル・アラファト (Yasser Arafat) は、伝えられるところによると、占領地域における武装ユダヤ人入植者に対する攻

撃を「自衛行為」¹⁶と呼んだとされている。このように、自衛及び安全保障に見られる当事者双方に共通した攻撃パターンが示唆することは以下の2点である。即ち、民間人保護を自衛の一部として位置付け、それを根拠にした軍事力行使の正当化においては、保護の対象が自陣営の民間人に限定されていることであり、また、敵対陣営の民間人に危害を与える軍事行動は、自陣営の民間人保護を根拠とした自衛や国家安全保障の名目により正当化されてきたということである。

本節では、紛争当事者は民間人保護を自衛や国家安全保障の根拠とすることにより軍事行動の正当性を主張しているが、それらの軍事作戦が必ずしも民間人保護に結びついていないということを論じた。また、その理由として、紛争当事者が保護の対象となる民間人の範囲を自陣営の民間人に限定してきたことにあると論じた。次節においては、民間人に危害を加える軍事作戦の正当化が試みについて更に検討を加えるために、先制及び予防を吟味する。

2. 先制及び予防——帰結主義的正当化の限界

前節では、自衛及び国家安全保障が民間人に危害を与えることの正当化として用いられていることを論じたが、本節では、民間人保護を謳う軍事作戦がまさに民間人被害者を作り出していることに注目しつつ、先制及び予防的軍事力行使について検討する。

先制及び予防的軍事行動は軍事作戦を正当化するのに挙げられることがある。この問題を考えるために、同時に9名の子供の死者と少なくとも140名以上の負傷者を出した2002年7月22日のイスラエル国防軍の空爆によるハマス幹部サラ・シェハデ (Salah Shehadeh) に対する「標的殺害 (targeted killing)」を事例¹⁷として検討する。この攻撃は、イスラエル国防軍の声明によると、「過去2年に亘りイスラエル兵士及び民間人に対する数百のテロ攻撃」¹⁸の黒幕であるシェハデを狙ったものであるとされている。

この攻撃は、事前にシェハデを無力化することにより、将来シェハデによって行われる可能性のある攻撃を未然に防ぐための先制措置という理由によっ

て正当化されるという考え方であろう。先制を根拠とする攻撃の正当化は、「我々は単純に報復や懲罰として彼を標的にしたのではない。先制的作戦として行ったのである」¹⁹ という匿名のイスラエル国防軍幹部将校のコメントに表れている。つまり、シェハデを無力化することにより、彼の指揮統制下で将来発生起こりうる予防策としてイスラエル民間人死傷者の発生を未然に防ぐことに成功したという点で、先制攻撃の正当性が示唆されている。軍事的観点から見ると、他の匿名のイスラエル国防軍将官の言葉を借りるに「純粹に先制的」²⁰ であると考えられよう。その理由は、将来シェハデは「イスラエルに対しておそらく未曾有の規模でのテロ攻撃を計画していた」とされ、例えば「国家を震撼させ数百名を殺害する目的で1トンの爆薬を積んだトラック」²¹ を使うといったような、当時の国防大臣ビンヤミン・ベンイリーザー（Binyamin Ben-Eliezer）の言葉を用いるならば「メガ・テロ攻撃」²² であつただろうというコメントから読み取ることができよう。しかし、注目されるべき点は、シェハデ暗殺の攻撃により、9名の死者と百数十名の負傷者が発生したことである。

それでは、シェハデ暗殺は将来の民間人犠牲者を未然に防ぐという名目によって正当化されるのだろうか。先制攻撃の倫理を考えるために、暫しイスラエル・パレスチナ問題を離れ、議論を一般化させて考えてみよう。先制を根拠とする攻撃の正当性を考えるためには、行為の正不正は行った（であろう）行為の帰結と行わなかった（であろう）行為の帰結とを比較検討することによって判断されるという帰結主義的な理由²³ を批判的に検討することが有益であろう。ジョナサン・グラヴァー（Jonathan Glover）は、ヒトラーを暗殺するために彼がいる病院を爆撃することがナチスによって将来惹き起される残虐行為を防ぐための唯一の手段であるとしたら、そのような先制・予防的軍事行動は正当化されるであろうか、という問題を提示している²⁴。もしヒトラー暗殺を狙った攻撃が行われたとしたら、暗殺の成功・失敗に係わらず、数十人が死亡し、更に多くが負傷することが懸念される。しかしながら、帰結主義の見地によると、(1)「戦争を終結させるためのヒトラー暗殺攻撃の成功によって期待される帰結」の価値が、(2)「病院を爆撃せず（つまりヒトラー

を暗殺せず）ナチスに戦争遂行させておくことによって期待される帰結」の価値を上回る場合、病院にいる民間人に危害を加えることは懸念は副次的であると考えられよう。病院を攻撃することで民間人に危害を加えることは、もしその攻撃によってヒトラー暗殺が成功して休戦に至れば、結果的に連合国側だけではなく枢軸国側においてもより多くの人命を救い、またそれ以上の破壊を避けることができたであろうという点においてのみ、民間人に犠牲者を出すことを帰結主義的に正当化できる根拠を見出すことができよう。

しかし、先制攻撃を正当化する帰結主義的立場をとる場合、注意すべき点は、どれほど将来の出来事が確実であるかということと、また果たして不確実性、特に予測と異なっていた場合のリスクを負うことができるのかということにある。帰結主義的な理由により民間人への危害を正当化にすることに対する倫理的懸念としては、将来を予測計算する点における帰結主義的方法論の不確実性という点が挙げられよう。つまり、上記における例においては、成功（ヒトラーの暗殺）とその直接の因果的帰結（戦争の早期終結による被害の最小化）とが議論の前提となっている。もし将来の出来事が確実であるならば、更なる被害を避けるという理由において、ある程度民間人が犠牲となるような軍事作戦は正当化される、ということに同意できよう。しかし、ここで強調されるべき点は将来の不確実性とそのリスクであり、この点において帰結主義的立場から民間人保護を否定することの困難さがあると考えられよう。

先制攻撃を帰結主義的立場から正当化できるかどうかを検討するためには、将来の不確実性とそのリスクについて、実際の攻撃が行われた後の歴史的に実証可能な事実を考慮することが有益であろう。次節において詳細に検討するが、シェハデ暗殺はハマスによるイスラエル民間人への更なる攻撃を防止することにはならなかった。それどころか、ハマス指導部の言論からはシェハデの暗殺こそがイスラエルに対する報復攻撃の引き金となったという主張が読み取ることができる。大規模な民間人死傷者を出したシェハデに対する攻撃がそれ以降におけるイスラエル民間人への攻撃を避けることができなかったという事実は、この攻撃が先制という根拠において正当化されると

いうイスラエル政府関係者の主張に矛盾を生じさせる。つまり、ハマスによるイスラエル民間人への攻撃を止めることができなかったという歴史的事実から、大規模な民間人への被害を惹き起したシェハデ暗殺攻撃を先制または予防的措置という根拠として正当化することは困難であろう。

本節では、先制や予防的措置を根拠とした帰結主義的立場から軍事行動を正当化する可能性批判的に検討した。民間人保護の名の下に正当化されてきた軍事作戦が本来の名目とは逆に民間人に危害を加える結果を招く点において、その軍事攻撃を倫理的に正当化することに問題が伴うということが明らかになった。また、(1)将来の結果を予測計算することに誤算のリスクが伴うという理由と、(2)先制的予防措置を根拠とする軍事作戦が実際には更なる民間人犠牲者を出すことの阻止に貢献していないという歴史的事実において、先制や予防的措置は必ずしも軍事行動を正当化するものではないことが明らかになった。次節においては、民間人に危害を加えることを正当化について更に議論を進めるために、懲罰、報復、そして「占領に対する抵抗の手段」について検討する。

3. 懲罰、報復、「占領に対する抵抗の手段」

本節では、民間人に危害を加えることの正当化（若しくは言い訳）について更に議論を進めていくために、懲罰、報復、「占領に対する抵抗の手段」について吟味する。

イスラエル側においては、パレスチナ武装勢力による民間人保護違反に対して、懲罰や報復が軍事作戦の根拠とされ、それらの作戦はイスラエル民間人保護という理由によって行われ正当化されてきた。このような軍事作戦の正当化は、民間人保護に違反した犯罪者に対する処罰や報復という理由で軍事行動を起こしても良い、という考えに基づいて行われるように考えられる。事実、イスラエル政府関係者は、パレスチナ武装勢力からの攻撃からイスラエル人を保護するために懲罰としての軍事的行使を支持することがあった。その例として、当時の国民宗教党党首であり内閣安全保障会議のメンバー

であったイフィ・イタム (Effi Eitham) は、「イスラエルが長年において支配することになる地域を占領することにより、(イスラエルへの)全ての攻撃に対してパレスチナ自治政府に懲罰を与えるべきである」²⁵と述べている。また、報復は軍事行動の根拠の1つとしてイスラエル政府関係者によって言及されることがあった。総理府官僚のデーヴィッド・ベーカー (David Baker) は、もしパレスチナ武装勢力がガザ地区におけるイスラエル国防軍による軍事行動への報復としてイスラエル市民に攻撃をした場合、イスラエルによる彼らに対する更なる報復を示唆するように、「誰もがそのようなテロを容認することを期待されていないし、イスラエルは確実にそうであろう」²⁶という声明を発表している。

シェハデ暗殺が懲罰や報復という根拠によって正当化されるとするならば、その理由は彼がイスラエル民間人に対する意図的若しくは無差別攻撃を首謀したという点にあると考えられよう。デーヴィッド・ラッジ (David Rudge) はシェハデを指して「彼よりも強力で残忍な者はいない」²⁷と評している。もしこの論評が正しいとするならば、シェハデを暗殺した軍事作戦は報復や懲罰といった根拠によって正当化されよう。しかしながら、シェハデを暗殺した攻撃が、近隣住民の間に数多くの死傷者を出したという点に注意を払う必要がある。何故ならば、この軍事行動において死傷した民間人は懲罰が向けられる正当な対象ではないからである。シェハデを暗殺した攻撃に際してイスラエル政府がパレスチナ人口への集合的懲罰 (collective punishment) を意図していたかについては議論の余地があるが、一般的に言えることは、もしイスラエルがパレスチナ民間人への集合的懲罰を容認したとすれば、それは取りも直さず、民間人と戦闘員の区別はなく、前者も正当な軍事的標的であるというパレスチナ武装勢力の言い分を認めることを意味する。

往々にしてパレスチナ武装勢力側は、報復はイスラエルによる占領が惹き起す圧政や迫害に対する抵抗として考えることがあった。特に報復はパレスチナ武装勢力により、そのような軍事行動を行う根拠としてだけではなく、イスラエル民間人に危害を加えることを正当化するための手段として用いら

れた。このような民間人への攻撃を正当化する方法は、最低でも1つ（またはそれ以上）のパレスチナ武装グループの公式な政策であり、組織の指導部によって支持され祝福されていた。例えば、当時のハマスの精神的指導者であったアフメド・ヤシン（Ahmed Yasin）は、パレスチナ武装勢力によるイスラエル民間人に対する攻撃は、目には目を、歯には歯をという報復的措置として行われているとし、「彼ら（イスラエル）がパレスチナ民間人に危害を加え傷つける時は、彼らの民間人にも危害が加えられることになるだろう」²⁸と述べた。同様に、ガザ地区のハマス報道官イスマイル・アブ・シャナブ（Ismail Abu Shanab）は「イスラエル社会における疲弊が過大になる点に至るまで（パレスチナ人は）喜んでその対価を払う」²⁹という意味合いにおいてハマスの軍事戦略を民間人の生命の消耗戦という文脈に置くことで、イスラエル民間人に対する攻撃における報復の側面を強調した。「もしイスラエル人が我々の民間人を殺したら、彼らがこのゲームのルールを決めたことになる」と彼らに言っている。それは、目には目を、歯には歯を、である。これが方程式である」³⁰という声明をシャナブは出している。

それでは、果たして報復が民間人への無差別攻撃を正当化するか否かという問題を考えてみよう。民間人への直接または無差別攻撃は国際人道法において禁止されている³¹。その点において、2002年7月31日に起きたハマスによるヘブライ大学構内での爆破攻撃についてハマス幹部のアブデル・アル・ランティシ（Abdel al-Rantisi）が「軍事攻撃において殺された無実の者に対してすまないと思う」³²という声明を出したのは特筆に値する。しかしながら、この無差別攻撃はランティシ自身の言葉によると、「爆弾は明らかに占領に対して向けられたものである」³³とされる。このような抵抗のための爆撃の正当化には疑問点が少なくない。何故ならば、死傷者の多くは大学関係者や学生であり、政府の占領政策には直接係わっていないと考えられる人々であったからである。報復や占領への抵抗手段として民間人を意図的若しくは無差別に攻撃する軍事行動は正当化できないとするならば、ランティシの言葉は単にレトリックに過ぎないことがこの事件から読み取れよう。

報復を巡る問題を更に掘り下げて検討するために、民間人への報復攻撃を

時系列的に考察してみるのが有効であろう。イスラエル国防軍とパレスチナ武装勢力との双方による攻撃の応酬において、シェハデ暗殺はハマスがイスラエル民間人に対する攻撃を報復として明確に位置付ける契機となった点において、画期的な事件であった。シェハデ暗殺への反応として、ハマスはイスラエル領内における民間人に対し意図的若しくは無差別な報復攻撃を予告する声明を発表した。ランティシは「ハマスによる報復は非常に間近に迫っている。そして攻撃は1度では止まらないであろう……家の中にいるイスラエル人でさえ、我々の作戦の標的になるだろう」³⁴と述べた。彼の言葉は7月31日のヘブライ大学構内での爆破事件によって現実のものになった。この攻撃により、7人の死者と数十人の負傷者が発生したとされている³⁵。シェハデに対するイスラエルによる空爆と大学での爆破攻撃とに言及して、ヤシンは「イスラエルが女性や子供ばかりいる民間の建物を爆撃して15人を殺害するのなら、これ(大学構内での爆破攻撃)が彼らの期待すべきものだ」³⁶と述べている。指導者のコメントに共鳴するように、ハマス指導部からも「この攻撃は、長期に亘り全てのイスラエル人に教えるための一連の反応の一部である」³⁷という声明が出された。つまり、ここにおいて明らかなことは、民間人への攻撃がパレスチナ武装勢力の言論では報復という文脈において正当化されているということである。

以上の議論において懲罰や報復が民間人に危害を加えることを正当化する手段として使われていることを明確にしたが、以下においては民間人に危害を加えることを正当化する根拠として用いられる、「占領に対する抵抗の手段」について検討する。パレスチナ武装勢力の言論では、イスラエル民間人に対する意図的若しくは無差別な自爆攻撃は、イスラエルによる不当な占領に対する抵抗のための正当な手段として語られている。ランティシは、パレスチナ側はイスラエル国防軍に対して軍事的に劣勢であるという点において、ハマスによる自爆攻撃を正当化している。「ハマスはそれらの戦術や抵抗のための手段(イスラエル民間人への自爆攻撃)を利用する。何故なら、我々はF16(戦闘機)やアパッチ(攻撃ヘリ)や戦車やミサイルを欠いており、それ故に我々は持っている限りのあらゆる手段を行使する……何故なら、

我々は占領下にあり、また脆弱だからである」³⁸とランティシは主張している。ここで考えなくてはならないのは、果たしてイスラエル民間人への意図的若しくは無差別な攻撃が、占領に対する抵抗手段として正当化されるか否かという問題である。少なくとも表面的には、パレスチナ武装勢力の声明はイスラエル占領下にある民間人の保護を掲げているように考えられよう。しかし、本件にのみ限って言えば、保護される民間人の範囲はパレスチナ民間人に限られており、丁度イスラエル政府による民間人保護がイスラエル民間人のみの保護を意味するのと同じように、パレスチナ武装勢力による民間人保護の文脈においてイスラエル民間人の保護は殆ど考えられていないことに注目すべきであろう。

本節においては、民間人に危害を加える軍事作戦が、果たして懲罰、報復、占領への抵抗手段といった根拠によって正当化されるか否かという問題を検討してきた。本節での議論を通して、そのような軍事作戦は往々にして、意図的若しくは無差別に民間人が標的となっているか、または民間人に度を越えた不必要な危害を及ぼすという点において、それらの軍事作戦は懲罰、報復、占領への抵抗手段といった根拠によって正当化できないということが明らかになった。次節においては、いかに民間人保護が遵守されてこなかったかということを更に明らかにするために、「人間の盾 (human shield)」について考察する。

4. 「人間の盾」

「人間の盾」は、ダニエル・ショームケース (Daniel Schomecase) によると、「その存在が、ある対象や地域を攻撃から保護するための非戦闘員」³⁹と定義されている。更にショームケースは人間の盾を、「自発的な人間の盾 (voluntary human shield)」、「強要された人間の盾 (involuntary human shield)」、「近接性人間の盾 (proximity human shield)」の3つに分類している⁴⁰。以下において、果たして人間の盾が民間人に危害を加えることを正当化するか否かを検討する。具体的には、人間の盾を巡る複雑な倫理的問題を明確にす

るため、懸念事項になるであろう3つの分類に従って考察を進める。

まず「自発的な人間の盾」について考察する。イスラエル・パレスチナ紛争の文脈において「自発的な人間の盾」は、ある民間人が他の民間人を保護するために自らを人間の盾として使用する状況・状態を指す。この種の「人間の盾」を巡る倫理的論点を明確にするような事例として、イスラエル占領地域における「平和活動家 (peace activists)」が挙げられる。ここでは、平和活動家がイスラエル国防軍によって死傷させられた幾つかの事件の中で2つの事例を検討する。1つの事例は、2003年3月にアメリカ人平和活動家であるレイチェル・コリー (Rachel Corrie) が、イスラエル国防軍によるパレスチナ人の村の破壊を阻止する目的で、イスラエル国防軍のブルドーザーの前に跪いているところを轢き殺された事例⁴¹である。イスラエル国防軍はこの事件を正当化するために、彼女の死の責任を一切否定し、また彼女の行動を「非合法であり、無責任であり、危険である」とした報告書を発表した⁴²。また、人間の盾として行動した結果、殺害された平和活動家の事例として、2003年4月、銃撃の中からパレスチナ人の子供達を救い出そうとしている時にイスラエル国防軍兵士によって直接標的とされ銃撃されたトム・ハーンドール (Tom Hurndall) の事件⁴³が挙げられる。この事例では、2005年8月にハーンドールを銃撃したとされる兵士に対し軍事法廷で過失致死罪が言い渡された⁴⁴。

以上2つの事例が示唆することは、「自発的な人間の盾」となった平和活動家は直接的若しくは間接的にイスラエル国防軍によって殺害されたということである。しかし、更に重要なことは、平和活動家がイスラエル国防軍によって危害を加えられた事例と、戦闘員によって人間の盾として利用された結果として死傷した民間人の事例との間には、根本的な相違を見出すことができる点にある。その根本的な相違は、平和活動家は民間人を助けるために自発的に「人間の盾」となったが、戦闘員により「人間の盾」として軍事目的のために利用された民間人は自らの意図していない若しくは意思に反して「人間の盾」となったという点にある。平和活動家の死は嘆くべきことであり、彼らの勇気とパレスチナ民間人との連帯は賞賛に値すべきと考えられよう。

しかし、ここで再び強調されるべき点は、平和活動家は自律的個人としての自由意志に基づいた判断及び決定の結果として「人間の盾」としての行動を自ら選択したということである。おそらく、彼らは「人間の盾」として行動することの危険とリスクをわきまえていたであろうし、我が身に振りかかる致命的な結果を招く可能性を全く考慮していなかったと考えることは難しい。この意味において、「自発的な人間の盾」の事例は、以下において検討する別の種類の「人間の盾」の事例と比べて倫理的な問題が少ないように考えられる。何故なら、平和活動家は自己の身に降りかかった危害に対して（部分的にはあるとしても）自己の自由意志に基づいた自発的行為から派生する責任があると考えられるからである。

それでは、もう1つの「人間の盾」の類型として、戦闘員が敵の攻撃から自らを保護するために民間人を「人間の盾」として利用する「強要された人間の盾」について検討する。パレスチナ武装勢力に対する軍事行動において、イスラエル政府はパレスチナ民間人を「人間の盾」として使うことの違法性に注意を払っているように考えられる。例えば、2004年4月24日付の英紙『インディペンデント』において、「モハメド・ベドワンが『人間の盾』としてジープに縛り付けられていた」というキャプションと共に、パレスチナ人少年が警察車両のボンネットに縛られた写真が掲載された⁴⁵。この事件についてイスラエル警察報道官ジル・クライマン（Gil Kleiman）は、「一般的な規則として、我々は喜んで民間人を物理的な危害に晒すことはしない。この件については正しくない手続きが行われたという、一見するところの証拠があり、この件は法務省に引き継がれた」⁴⁶というコメントを出した。この事件はイスラエル政府がパレスチナ民間人を「人間の盾」として使用することを許容していないように考えられるが、後に見るように、他の事例ではイスラエル国防軍が「人間の盾」として民間人を利用していたことは明らかである。

イスラエル国防軍は、パレスチナ民間人を「人間の盾」として軍事的に利用することを禁止する規範を遵守していると主張しているが、その主張とは逆に、イスラエル国防軍が幾度となく民間人を「人間の盾」として利用してきたという事実が伝えられている。アムネスティによる報告書によると、イ

イスラエル国防軍は「軍事作戦において難民キャンプの住居建物を搜索する際に成人男性を徴用していた」⁴⁷とされている。イスラエル国防軍兵士は、「ブービートラップの有無を調べるために、または居住者を退去させるために建物の中に入らせ」ること、「道路から疑わしげな物を取り除かせ」たり、「自陣営の軍事拠点にした建物の中に立たせ」ること、「銃撃から身を守るため自分たちの前を歩かせ」ることを、パレスチナ民間人に強制していたと伝えられている⁴⁸。そのような例の1つとしては、防弾チョッキを与えられハマス戦闘員が潜んでいる建物に入るよう向かわされたパレスチナ民間人が、建物の敷地に近づいている時に射殺されたという事件⁴⁹が挙げられる。アムネスティ報告書では、イスラエル国防軍によって「人間の盾」として利用されたフェイサル・アブ・サリヤ（Faisal Abu Sariya）の証言を引用している。

イスラエル兵士により自宅から連行された私は、他の家に独りで行き、ドアをノックするように言われた。言われたとおりにしたが、家の中からの反応はなかった。兵士は戻ってくるよう私に言った。イスラエル兵士が担いでいる金属の箱が見えた。彼らはその箱をドアに持って行った。それから爆発音が聞こえた。私は再び先程の家に戻って中に入り、もしその家の中に誰かがいたら彼らに対して1つの部屋に行くように伝えるよう、イスラエル兵に言われた。戻ってみると、もう1つのドアがあった。ノックをしたが反応はなかった。兵士はこのドアも爆破した。この時、兵士は犬を家の中に入れた。私は再び家に入って、もし閉まっているドアを見つけたら開けるよう言われた。兵士は私の後から入ってきた……兵士は家中を搜索し、この家の地階で、隣の家との壁に穴を開けた。私は最初に穴を通るよう言われた。6，7人の兵士が私の後に続いた。そこから更に他の家に連れて行かれた……この家を離れる時、イータンという名の将校は私の首を掴み、私の腰の右側に機関銃を構えた。このようにして20メートル位歩いた……⁵⁰

この報告書によると、サリヤはその後もう1つの建物を調べるよう言われ、

その建物に近づこうと道路を横切った時、イスラエル国防軍の他の部隊の兵士により足を銃撃されたという。

このようなイスラエル国防軍による民間人を「人間の盾」として使用する方法を「近隣手続き (neighbour procedure)」としばしば呼ばれる⁵¹ ことがあり、それはイスラエル国防軍がパレスチナ武装勢力への攻撃を開始する前に、パレスチナ民間人を伝令や投降交渉の仲介として利用していることを意味する。確かに、武装勢力に投降するよう説得するために地元の同胞を使者として使うことは有効且つ効率的であると考えられよう。しかしながら、ここで考慮されるべきは、軍事目的のために民間人が、往々にして自らの意思に反して強制的に、時として物理的な弾よけという意味での「人間の盾」として利用されているということであろう。

最後に、「近接性人間の盾」について考察する。この種の「人間の盾」は、例えば、パレスチナ武装勢力が自己防衛のために戦闘員をパレスチナ民間人の間に紛れ込ませることによって、イスラエルによる攻撃に対して同胞の民間人を「人間の盾」として利用する、という状況・状態が想定されよう。イスラエル側はシェハデの暗殺を挙げて、「残念なことに、これはテロリストが民間人を人間の盾として、彼らの家々を逃げ場として利用した時に起こることである」⁵² と、イスラエル当局はパレスチナ民間人に被害が出た原因として、シェハデが自身を難民キャンプに置いたことで民間人を「人間の盾」として利用したことにあると、シェハデを非難する声明を出した。

もしパレスチナ武装勢力が同胞である民間人を「人間の盾」として使用していることが事実であるとするならば、パレスチナ武装勢力が戦争法や慣習としての民間人保護の義務を放棄したという理由において、民間人に危害を加えたイスラエル側の責任は減じると考えられる⁵³。『エルサレム・ポスト (Jerusalem Post)』の社説は、パレスチナ武装勢力が「人間の盾」を不当な戦術として使用した結果として生じる民間人犠牲者に躊躇することないようイスラエル政府の政策を擁護する論陣を張っている。そこでは、「イスラエルは、我々の兵士の生命を必要以上に危険に晒すことなく、できるだけ外科手術的 (surgical) に彼ら (パレスチナ人戦闘員) を殺害するか捕まえることを企図

すべきであるが、民間人を『人間の盾』として計画的に使用しているからといって、それに阻まれるべきではない」と論じられている⁵⁴。もしパレスチナ武装勢力が同胞の民間人を「人間の盾」として使用しているのであれば、彼らはその不法な行為について非難されるのが当然であり、また彼らを取り締まれないパレスチナ当局にも非があると考えられよう。しかしながら、パレスチナ武装勢力が同胞の民間人を「人間の盾」として計画的に利用しており、またイスラエル国防軍の攻撃によるパレスチナ民間人への加害が付随的であったとしても、イスラエルによるパレスチナ武装勢力への軍事行動においてパレスチナ民間人に危害を加えることが自動的に正当化されるわけではないということは、これまでの議論から明らかであろう。

本節では、3つの「人間の盾」の類型を検討することにより、「人間の盾」が民間人保護の点において提示する倫理的問題について検討した。本節での検討を通して、第2の類型である「強要された人間の盾」と第3の類型である「近接性人間の盾」が、深刻な倫理的問題を提示することが明らかになった。具体的には、それら2つの類型は、「人間の盾」の使用が正当化されるか否か、また「人間の盾」として不法に利用された民間人に危害を加えることが正当化されるか否かに係わる問題を提起している。イスラエル国防軍は兵士を守るためにパレスチナ人を「強制された人間の盾」として利用し、それによってパレスチナ民間人に死傷者を出している。またパレスチナ武装勢力は自己防衛のためにパレスチナ民間人の間に紛れることにより彼らを「近接性人間の盾」として利用している。これらは、「人間の盾」が民間人に危害を加えることが倫理的に正当化されえないこと示している。

おわりに

本稿では、第2次インティファード期において最も紛争が激化した時期におけるイスラエル・パレスチナ紛争における民間人保護を巡る軍事作戦を正当化する言論の分析を行うことで、どのようにして民間人に危害を加えることが正当化されてきたかを示した。また、そのような正当化は倫理的に妥当

であるかという問題について規範論的立場から検討してきた。具体的には、イスラエル国防軍とパレスチナ武装勢力という紛争当事者間双方によって民間人保護が軍事作戦を正当化するための方法としてのみならず、民間人に危害を加えることの言い訳のための手段として用いられているかを検証することにより、民間人に危害を加える場合に用いられる、自衛、処罰及び報復、先制及び予防、「人間の盾」という概念についての検討を通して、民間人に危害を加えることの正当化が倫理的に妥当なものではないことを明らかにした。一言で言うならば、イスラエル・パレスチナ紛争において民間人保護が単なるレトリックに過ぎないことを論じてきた。

これまでの議論から、民間人保護の実践に係わる暫定的な結論として以下の3点を挙げることができよう。第1に、イスラエル・パレスチナ民間人共に、それぞれパレスチナ武装勢力・イスラエル国防軍による無差別、意図的、若しくは不釣り合いな攻撃に頻繁に晒されてきた理由として、イスラエル・パレスチナ紛争において民間人保護という概念が殆ど意味を持っていないことが挙げられる。第2に、パレスチナ武装勢力はイスラエル民間人への攻撃を軍事目的としてしばしば公言しており、また往々にして意図的若しくは無差別にイスラエル民間人に対して攻撃を行ってきた、という点である。第3に、イスラエル国防軍は民間人保護を標榜しつつも——確かにパレスチナ民間人への攻撃を公式な戦略として実施していないが——戦闘地域に展開する兵士が現場においてパレスチナ民間人保護を徹底して遵守しているとはいえない、という点が挙げられる。

第3点目は、今後の更なる研究の方向性として、民間人保護に関するイスラエル国防軍の軍事倫理やプロフェッショナリズムに係わる問題を提起するように考えることができよう。事実、イスラエル国防軍の倫理綱領には「武器の純潔 (Purity of Arms)」が掲げられているおり、非戦闘員への軍事的強制力行使の禁止が謳われている⁵⁵。イスラエル・パレスチナ紛争における民間人保護に関して言えば、現代戦において倫理的に賞賛されうべき「武器の純潔」という理念と戦闘での実践との整合性及び解離性に関する理論・実証研究を更に進めることが今後の課題であろう。

本稿では、民間人保護は政治的共同体構成員に対する保護義務よりも規範的上位にあるという立場から議論を展開したが、規範的議論の進め方には多くの陥穽があることは紛れもない事実である。その1つに、規範と現実とのバランスという問題が考えられる。確かに、ある種の規範的な議論における最大の課題は規範と現実との乖離にあるといっても過言ではないだろう。しかし、現実を起こっている事象もまた、他の規範的枠組みによって規定されているということを踏まえるに、国際安全保障を論じるにあたって規範論的立場からの議論が必要であることもまた事実ではないだろうか。国際安全保障における規範論的方法論は、現実を規範に照らし合わせ、精緻且つ誠実に分析していき、必要があれば価値判断や提言を行うことであり、そこにこそ規範論的立場から国際安全保障を論じる意義があると考えられる。果たして本稿においてそのような理想を遺憾なく実現できたか否かについては覚束ないが、本稿において展開した規範論的立場からの民間人保護の正当性を巡る議論がイスラエル・パレスチナ紛争を巡る議論に一石を投じ、より多角的に理解することに多少なりとも貢献できたとするならば、筆者にとってそれ以上の幸せはない。

注

- ¹ 本稿においては議論の便宜上、武力紛争 (armed conflict) と戦争 (war) とを同義として使用する。
- ² ICRC, *Commentary on the Additional Protocols* (Geneva: Martinus Nijhoff, 1987), p. 618.
- ³ Richard M. Garfield and Alfred I. Neugut, 'Epistemological analysis of warfare: a historical view', *Journal of American Medical Association*, 266: 5 (1991), pp. 688-92; and Ruth Sivard, *World Military and Social Expenditures 1985* (Washington D.C.: World Watch Institute, 1985), p. 11.
- ⁴ 例えば、ジュネーヴ条約第1追加議定書51条には、民間人への直接攻撃の禁止が規定されている。
- ⁵ 例えば、James Turner Johnson, *Morality and Contemporary Warfare* (New Haven, CT: Yale University Press, 1999), pp. 36-7.
- ⁶ David Southall and Kamran Abbasi, 'Protecting civilian from armed conflict: The

- UN Convention needs an enforcing arm', *British Medical Journal* 316 (1998), pp. 1549-50; and D. R. Meddings, 'Civilians and war: a review and historical overview of the involvement of non-combatant populations in conflict situations', *Medical Conflict Survival* 17: 1 (2001), pp. 6-16.
- ⁷ ICRC, *Country Report: Israel, the Occupied Territories and the Autonomous Territories*; *ICRC Worldwide Consultation on the Rules of War* (Geneva: ICRC, 1999), p. v.
- ⁸ よって、本稿の目的は民間人保護の法的正当性を探求することにはない。しかし、本稿中では民間人保護の倫理的正当性を議論していくためのたたき台として必要に応じて国際人道法に言及していく。
- ⁹ Quoted in Corinna Da Fonseca Wollheim, Janine Zacharia, David Rudge, and Herb Keinon, Philip Chein, 'Accidental Hero', *Jerusalem Post* (25 October 2002), p. 3.
- ¹⁰ Quoted in Douglas Davis, 'Israel's UK embassy rebukes british chief rabbi', *Jerusalem Post* (29 August 2002), p. 3.
- ¹¹ *Ibid.*
- ¹² Harvey Morris, 'Israeli forces seize Ramallah in biggest offensive for 20 years: UN chief urges both sides to step back from disaster as Palestinians retaliate', *Financial Times* (13 March 2002), p. 1.
- ¹³ Quoted in John Kifner, 'Israeli Surrounds Arafat Compounds in a Predawn Raid', *New York Times* (10 June 2002), p. A1.
- ¹⁴ Quoted in Douglas Davis, 'Blair: Mideast situation is ugly', *Jerusalem Post* (2 November 2002), p. 1.
- ¹⁵ Quoted in John Kifner, 'Israeli Bury 6 Terror Victims as Angry Cabinet Meets', *New York Times* (30 May 2002), p. A8.
- ¹⁶ Khaled Abu Toameh, 'Arafat: Attack on settlers are acts of self-defense', *Jerusalem Post* (10 December 2002), p. 2.
- ¹⁷ John Kifner, 'Gaza Mourns Bombing Victims: Israel Hastens to Explain', *New York Times* (24 July 2002), p. A6.
- ¹⁸ Quoted in Suzanne Goldberg, 'UN anger at killing of children', *Guardian* (25 July 2002), <http://www.guardian.co.uk/GWeekly/Story/0,,762311,00.html>, access 26 June 2007.
- ¹⁹ Quoted in John Ward Anderson and Molly Moore, 'Palestinian Vow revenge After Gaza Missile Strike: Militants Said to Be Poised for Truce Before Hamas Figure, 14 Others Died', *Washington Post* (24 July 2002), p. A13.
- ²⁰ Quoted in Kifner, *op. cit.*
- ²¹ Quoted in David Rudge, 'Shehadeh was planning mega-attack', *Jerusalem Post* (26

July 2002), p. 2A.

²² *Ibid.*

²³ Stephen Darwall, *Consequentialism* (Oxford: Blackwell, 2003), p. 1.

²⁴ Jonathan Glover, *Causing Death and Saving Lives* (London: Penguin, 1977), p. 279.

²⁵ Quoted in John Ward Anderson and Molly Moore, 'Jerusalem Hit Again by Blast: In Response, Israeli Expands Seizures of Palestinian Areas', *Washington Post* (20 July 2002), p. A1.

²⁶ Quoted in Graham Usher, 'Gunmen kill four settlers in road attacks: Hebron shootings claim three family members, including a child, as fury rages over Gaza raid', *Guardian* (27 July 2002), p. 15.

²⁷ Quoted in Rudge, *op. cit.*

²⁸ Quoted in Lamia Lahoud, 'Arafat orders forces to fight terror', *Jerusalem Post* (9 May 2002), p. 2.

²⁹ Quoted in Phil Reeves, ' Hamas Waits Defiantly as Israel Plots its Revenge', *Independent* (25 July 2002), p. 11.

³⁰ *Ibid.*

³¹ 1977 年ジュネーヴ第 1 追加議定書第 51 条 6 項。

³² Quoted in John Kifner, 'Death on the Campus: The Bombers; Hamas Says It regrets American Toll in Attack, But hails Bombing as Success', *New York Times* (2 August 2002), p. A10.

³³ *Ibid.*

³⁴ Quoted in Margot Dudkevitch, 'Hamas vows to avenge killing of top terrorist', *Jerusalem Post* (24 July 2002), p. 8.

³⁵ Suzanne Goldenberg, 'Bomb kills seven at university: three US citizens among dead after Hamas attack', *Guardian* (1 August 2002), p. 2.

³⁶ Quoted in Suzanne Goldenberg, 'Bomb kills seven at university: Hamas attacks mixed campus in revenge for assassination', *Guardian* (1 August 2002), p. 2.

³⁷ Quoted in Justin Huggler, 'Murder in campus: Bombing of university dining hall leaves 7 dead and 70 injured', *Independent* (1 August 2002), p. 1.

³⁸ Quoted in Suzanne Goldenberg, 'The man behind the suicide bombs: Every death is the product of a well-oiled killing machine', *Guardian* (12 June 2002), p. 12.

³⁹ Daniel P. Schoenecase, 'Targeting Decisions Regarding Human Shields', *Military Review* (September-October, 2004), pp. 26-31 at p. 26.

⁴⁰ *Ibid.*

⁴¹ Chris McGreal and Duncan Campbell, 'Israeli army bulldozer crushes US peace activist in Gaza Strip', *Guardian* (17 March 2003), <http://www.guardian.co.uk/>

international/story/0,,915711,00.html, access 12 June 2007.

⁴² Quoted in Conal Urquhart, 'Israeli report clears troops over US death: Peace activist killed by bulldozer acted "illegally and dangerously"', *Guardian* (14 April 2003), p. 12.

⁴³ Audrey Gillan, 'UK activist returns from Israel in coma', *Guardian* (20 May 2003), <http://www.guardian.co.uk/israel/Story/0,,966860,00.html>, access 12 June 2007.

⁴⁴ Coral Urquhart, 'Eight year jail term for Israeli who shot Briton', *Guardian* (12 August 2005), <http://www.guardian.co.uk/international/story/0,,1547443,00.html>, access 12 June 2007.

⁴⁵ Donald MacIntyre, 'Inquiry after Israeli Forces caught using Boy as Shield', *Independent* (24 May 2004).

⁴⁶ *Ibid.*

⁴⁷ Amnesty International, *Without distinction — attacks on civilians by Palestinian armed groups* (MDE 02/003/2002), p. 24.

⁴⁸ B'Tselem Press Release, 'IDF is Responsible for Death of "Human Shield"' (B'Tselem: Jerusalem, 14 August 2002).

⁴⁹ Stephen Farrell, 'Israel's "human shield" is killed', *Times* (16 August 2002), p. 18.

⁵⁰ Amnesty International, *op. cit.*, p. 25.

⁵¹ Orly Halpern, "'Human Shield' ruled out: Israel court forbid 'neighbour procedure'", *Globe and Mail* (7 October 2005), p. A14.

⁵² Quoted in Suzanne Goldenberg, 'Sharon hails raid as great success: International criticism of attack that killed 9 children', *Guardian* (24 July 2002), p. 1.

⁵³ Article 28 of the Fourth Geneva Convention of 1949 reads: 'The presence of a protected person may not be used to render certain points or areas immune from military operations'.

⁵⁴ Editorial, 'Annihilate Hamas', *Jerusalem Post* (5 August 2002), p. 6.

⁵⁵ <http://www1.idf.il/DOVER/site/mainpage.asp?sl=EN&id=32>, access 21 June 2007.